

表 11.2(14) 事業計画の変更による変更箇所との対比

準備書	評価書																																				
<p>P337</p> <p>【設備による対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BEMS による設備機器運転状況、エネルギー消費量をモニタリングすることで、設備機器の最適運転を行うよう取り組む。 ・ CO₂排出量を削減する設備の採用 (表 5.10.14 参照) を計画している。 <table border="1" data-bbox="459 1249 944 1870"> <caption>表 5.10.14 CO₂削減対策</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>CO₂削減対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築計画</td> <td>熱取得を削減する建築計画*</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">空調設備</td> <td>高効率熱源機器の採用*</td> </tr> <tr> <td>熱源分割・台数制御</td> </tr> <tr> <td>大温度差送水・低温送風の採用</td> </tr> <tr> <td>空調機変風量制御 全熱交換機</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">衛生設備</td> <td>空調予熱・予冷時の外気カット制御</td> </tr> <tr> <td>CO₂濃度による外気取入量制御</td> </tr> <tr> <td>外気冷房制御</td> </tr> <tr> <td>給水ポンプ・冷却水ポンプの変流量制御</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気設備</td> <td>節水型器具 雑用水再利用・雨水利用</td> </tr> <tr> <td>高効率照明器具 (明るさセンサーによる自動調光機能付) *</td> </tr> <tr> <td>エレベーター</td> <td>高効率変圧器 人感センサーによる照明段階調光・点滅制御</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>エレベーター制御*</td> </tr> <tr> <td colspan="2">注) 炭素削減量を定量化する際に考慮した対策</td> </tr> </tbody> </table> <p>【管理・運用による対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に設備機器のメンテナンスを行い、高効率運転の維持に努める。 ・ 百貨店・ホテル管理部門において空調設定温度を緩めに設定するよう努める。 ・ 百貨店食品部門においてはショーケースの冷し過ぎ・ナイトカバナーによる冷気漏れの低減等に取り組む。 ・ 一般テナントが入居するオフィスについても、省エネルギーの取組みについて、啓発活動等を行うよう努める。 ・ エレベーター ・ その他 <p>以上のことから、環境保全目標を満足するものと評価する。</p>	区分	CO ₂ 削減対策	建築計画	熱取得を削減する建築計画*	空調設備	高効率熱源機器の採用*	熱源分割・台数制御	大温度差送水・低温送風の採用	空調機変風量制御 全熱交換機	衛生設備	空調予熱・予冷時の外気カット制御	CO ₂ 濃度による外気取入量制御	外気冷房制御	給水ポンプ・冷却水ポンプの変流量制御	電気設備	節水型器具 雑用水再利用・雨水利用	高効率照明器具 (明るさセンサーによる自動調光機能付) *	エレベーター	高効率変圧器 人感センサーによる照明段階調光・点滅制御	その他	エレベーター制御*	注) 炭素削減量を定量化する際に考慮した対策		<p>P344</p> <p>【設備による対策】</p> <p>CO₂排出量を削減する設備の採用 (表 5.10.16 参照) を計画している。</p> <table border="1" data-bbox="384 248 587 887"> <caption>表 5.10.16 CO₂削減対策</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>CO₂削減対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">空調設備</td> <td>熱源分割・台数制御、大温度差送水・低温送風、空調機変風量制御</td> </tr> <tr> <td>空調予熱・予冷時の外気カット制御、全熱交換機</td> </tr> <tr> <td>CO₂濃度による外気取入量制御、CO₂濃度による駐車場換気量制御</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛生設備</td> <td>外気冷房制御、給温水・冷却水ポンプの変流量制御</td> </tr> <tr> <td>給水ポンプ変流量制御、節水型器具、雑用水再利用・雨水利用</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>高効率変圧器、人感センサーによる照明段階調光・点滅制御</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>BEMS (ビルエネルギー・マネジメント システム) の導入</td> </tr> </tbody> </table> <p>【管理・運用等による対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BEMS による設備機器運転状況、エネルギー消費量をモニタリングすることで、設備機器の最適運転を行うよう取り組む。 ・ 定期的に設備機器のメンテナンスを行い、高効率運転の維持に努める。 ・ 百貨店・ホテル管理部門において空調設定温度を緩めに設定するよう努める。 ・ 百貨店食品部門においてはショーケースの冷し過ぎ・ナイトカバナーによる冷気漏れの低減等に取り組む。 ・ 一般テナントが入居するオフィスについても、省エネルギーの取組みについて、啓発活動等を行うよう努める。 ・ その他各部門において省エネ対策を推進するよう努める。 ・ パーク&ライドの本格導入を目指し、公共交通機関の利用促進を図ることで、自動車利用により発生する CO₂の発生抑制に努める。 ・ 隣接既存建物 (新館 (既存)、Hoop) も含めた A-EEMS (エリア エネルギー マネジメント システム) を採用し、CO₂の発生抑制に努める。 ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法) や大阪府温暖化防止条例に基づく温室効果ガスの排出量の低減に努めるとともに、国や自治体、民間レベルの自主的な行動計画 (例えば関連団体の自主行動計画等) をもとに、地球温暖化防止に関する社会動向を把握し、CO₂の排出抑制に努める。 <p>なお、国土交通省の「住宅・建築物省 CO₂推進モデル事業」の採択を受け、省エネルギー対策による CO₂排出削減量に反映した対策^{※1}に加え、精緻に定量化できない計画^{※2}をすべて実施するとして試算すると、約 4,000 t-CO₂/年^{※3}が削減できると考えている。</p> <p>※1：高効率熱源機器の採用、バイオガスを利用したエネルギーレシジョンの採用等 (表 5.10.5 参照) ※2：先端的エネルギーシステム^{※4}の採用、上記記載の「設備による対策」 ※3：既存建物との空調設備の接続などの隣接既存建物 (新館 (既存)、Hoop) における効果を含めて標準的なセル^{※5}と比較した場合には約 5,000t-CO₂/年の削減が見込まれる。 ※4：財団法人省エネルギーセンターから平成 17 年に発行された省エネルギー調査資料を用いて推定した標準的なセル</p> <p>以上のことから、環境保全目標を満足するものと評価する。</p>	区分	CO ₂ 削減対策	空調設備	熱源分割・台数制御、大温度差送水・低温送風、空調機変風量制御	空調予熱・予冷時の外気カット制御、全熱交換機	CO ₂ 濃度による外気取入量制御、CO ₂ 濃度による駐車場換気量制御	衛生設備	外気冷房制御、給温水・冷却水ポンプの変流量制御	給水ポンプ変流量制御、節水型器具、雑用水再利用・雨水利用	電気設備	高効率変圧器、人感センサーによる照明段階調光・点滅制御	その他	BEMS (ビルエネルギー・マネジメント システム) の導入
区分	CO ₂ 削減対策																																				
建築計画	熱取得を削減する建築計画*																																				
空調設備	高効率熱源機器の採用*																																				
	熱源分割・台数制御																																				
	大温度差送水・低温送風の採用																																				
	空調機変風量制御 全熱交換機																																				
衛生設備	空調予熱・予冷時の外気カット制御																																				
	CO ₂ 濃度による外気取入量制御																																				
	外気冷房制御																																				
	給水ポンプ・冷却水ポンプの変流量制御																																				
電気設備	節水型器具 雑用水再利用・雨水利用																																				
	高効率照明器具 (明るさセンサーによる自動調光機能付) *																																				
エレベーター	高効率変圧器 人感センサーによる照明段階調光・点滅制御																																				
その他	エレベーター制御*																																				
注) 炭素削減量を定量化する際に考慮した対策																																					
区分	CO ₂ 削減対策																																				
空調設備	熱源分割・台数制御、大温度差送水・低温送風、空調機変風量制御																																				
	空調予熱・予冷時の外気カット制御、全熱交換機																																				
	CO ₂ 濃度による外気取入量制御、CO ₂ 濃度による駐車場換気量制御																																				
衛生設備	外気冷房制御、給温水・冷却水ポンプの変流量制御																																				
	給水ポンプ変流量制御、節水型器具、雑用水再利用・雨水利用																																				
電気設備	高効率変圧器、人感センサーによる照明段階調光・点滅制御																																				
その他	BEMS (ビルエネルギー・マネジメント システム) の導入																																				

表 11.2(15) 事業計画の変更による変更箇所の対比

準 備 書	評 価 書
<p>P382</p> <p>第8章 特定届出の種類 本事業の実施に際して必要となる特定届出の種類は、以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法第 6 条第 1 項の規定による届出 ・ 騒音規制法第 6 条第 1 項の規定による届出 ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例第 87 条第 1 項の規定による届出 ・ 騒音規制法第 14 条第 1 項の規定による届出 ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例第 93 条第 1 項の規定による届出 ・ 振動規制法第 14 条第 1 項の規定による届出 ・ 大阪府自然環境保全条例第 34 条第 1 項の規定による届出 ・ 景観法第 16 条第 1 項の規定による届出 ・ 文化財保護法第 93 条第 1 項の規定による届出 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項の規定による届出 ・ 大阪府温暖化の防止等に関する条例第 15 条第 1 項の規定による届出 ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項の規定による届出 ・ 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請 ・ 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領第 3 条の規定による届出 ・ 航空法第 51 条第 1 項の規定による届出 ・ 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出 ・ 電気事業法第 48 条第 1 項の規定による届出 ・ 大阪市固定型内燃機四室素酸化物対策指導要領に係る届出 	<p>P393</p> <p>第9章 特定届出の種類 本事業の実施に際して必要となる特定届出の種類は、以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法第 6 条第 1 項の規定による届出 ・ 騒音規制法第 6 条第 1 項の規定による届出 ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例第 87 条第 1 項の規定による届出 ・ 騒音規制法第 14 条第 1 項の規定による届出 ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例第 93 条第 1 項の規定による届出 ・ 振動規制法第 14 条第 1 項の規定による届出 ・ 大阪府自然環境保全条例第 34 条第 1 項の規定による届出 ・ 景観法第 16 条第 1 項の規定による届出 ・ 文化財保護法第 93 条第 1 項の規定による届出 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項の規定による届出 ・ 大阪府温暖化の防止等に関する条例第 15 条第 1 項の規定による届出 ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項の規定による届出 ・ 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請 ・ 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領第 3 条の規定による届出 ・ 航空法第 51 条第 1 項の規定による届出 ・ 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出 ・ 電気事業法第 48 条第 1 項の規定による届出 ・ 大阪市固定型内燃機四室素酸化物対策指導要領に係る届出

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図及び5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平20近複、第37号)
本書で使用している大阪市デジタルマッピング地形図は、大阪市計画調整局長の承認を得て編纂している。(大計第687号 平成19年9月4日)